

○大阪電気通信大学における情報の安全性確保に関する基本指針

平成21年2月24日

制定

最近改正 平成28年12月6日

(趣旨)

第1条 この基本指針(以下「ポリシー」という。)は、大阪電気通信大学(以下「本学」という。)の情報資産の安全性確保を目的とし、本学の設置するコンピュータ、コンピュータネットワーク及びネットワークに接続された情報機器の管理運用に関する基本的方針を示すものである。

(定義)

第2条 このポリシーにおいて「情報資産」とは、情報及び情報を管理する仕組みをいう。

(適用範囲)

第3条 このポリシーの適用範囲は本学の管理する情報資産すべてに及ぶものとする。

2 このポリシーの適用の対象は、前項に係わる利用者及び運用管理者(以下「利用者等」という。)のすべての者に及ぶものとする。

(遵守義務)

第4条 本学は、このポリシーに基づいて情報資産の保全に努めなければならない。

2 本学の情報資産に係わる利用者等は、このポリシーに基づく指示を遵守しなければならない。

(情報の分類)

第5条 本学の保有する情報は、次のように分類する。

- (1) 広く公開して活用する情報
- (2) 学園内関係者に利用を限定する情報
- (3) 関係部門、関係グループ等に限定する情報
- (4) 特別限定的に扱うべき情報

2 前項の分類にかかわらず、個人情報については「大阪電気通信大学学生の個人情報保護に関する規則」に従うものとする。

(情報の管理)

第6条 本学の情報資産は、改竄又は破壊されないように、かつ、漏洩が起こらないように適切に管理されなければならない。

2 本学の情報資産は、当該情報資産を扱う部門の責任者により管理される。

- 3 本学が保有する情報は、正確、かつ最新の内容となるように更新する。
- 4 運用管理者は、常に最新の技術的情報を収集、分析し、適切なセキュリティが保持されているか定期的に調査し、必要に応じて速やかに改善しなければならない。
- 5 情報資産の設置においては、構造上の堅牢性を考慮しなければならない。
- 6 本学は、安全性の確保に関する倫理的、技術的研修の機会を設け、施策の向上に努めなければならない。

(アクセス権限)

第7条 第5条による情報の分類及び内容に基づいて、アクセスを許可される利用者等のみ、当該情報へのアクセス権限が付与される。

- 2 利用者等は、アクセスを許可されていない情報に、アクセスしてはならない。

(アクセスの監視)

第8条 運用管理者は、情報資産に対して、不正なアクセスがないか、継続的に調査、監視しなければならない。

(不正アクセスの排除)

第9条 運用管理者は、不正アクセスが検出された場合、直ちに、関連する通信の遮断等、防御措置を講じることができる。

(改廃)

第10条 この基本指針の改廃は、教授会での意見を参酌し、運営会議の審議を経て学長が理事長に上程し、常任理事会での審議を経て理事長が決裁する。

附 則

この基本指針は、平成21年2月24日から施行する。

附 則

この基本指針は、平成28年12月6日から施行する。